

キャンピズ 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人キャンピズという。但し英文字では、Non Profit Organization Camp Withと表記する。

(事務所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を、大阪市内に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、キャンプを主たる活動として、障害の有無、性別、年齢の区別なく人と人が信頼し合い、お互いに助け合って生きていける社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法に定める第 2 条別表の保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動を行う。

(事業の種類)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- ①キャンプによる交流事業
- ②キャンプ指導者養成事業
- ③キャンプに関する調査研究事業
- ④キャンプに関する出版事業
- ⑤キャンプ指導者派遣事業
- ⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑦その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

① 正会員

この法人の趣旨に賛同する個人又は団体。

② 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項の他に理事会において特別会員その他の会員の種別並びにその会費等を定めることができる。

(入会)

第 7 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める内規による所定の書式によって代表理事に入会を申請しなければならない。

代表理事は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める内規による所定の様式を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次の事由により資格を喪失する。

① 団体の解散又は個人の死亡。

② 正当な理由なく会費を 1 年以上滞納し、相当の期間を定めて催促してもこれに応じず、理事会において支払う意思がないと認定した者。

③ 除名されたとき。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づき除名することができる。

- ① この定款又は規則に違反したとき。
- ② この団体の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- ③ この団体の目的に反する行為をしたとき。

第 3 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 11 条 この団体に次の役員を置く。

- ① 理事 3 名以上 12 名以内
- ② 監事 1 名

(役員を選任)

第 12 条 役員は、総会において会員(団体にあつてはその代表者)の中から選任する。

- 2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - ① 代表理事 1 名
 - ② 副代表理事 1 名

(理事の職務)

第 13 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前 2 号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期及び欠員補充)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 欠員又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において出席者の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。

- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代表理事の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第4章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、この団体の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第20条 総会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して理事会において庶務処理上重要であると認め付議された事項を議決する。

(総会の開催)

第21条 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき。
- ② 正会員総数の5分の1から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- ③ 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、この定款に他に定めがない限り正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 27 条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において、5 年間備え置く。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき、代表理事は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 代表理事が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の 5 日前までに、理事及び監事に対し、書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

4 監事はその業務実行上必要あるときは、理事会の招集を請求することができる。または自ら招集することができる。

(理事会の議事)

第 30 条 理事会の議事は代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事又は代表理事の指名する理事がこれにあたる。

2 理事会の議事は、この定款の別段に定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。

4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 寄付金品および助成金
- ③ 入会金及び会費
- ④ 事業に伴う収益
- ⑤ 資産から生ずる収益
- ⑥ その他の収益

(資産の管理)

第 32 条 この団体の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

2 この団体の経費は資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第 33 条 この団体の事業計画及び活動予算は、理事会で決定する。

2 活動決算は事業年度終了後 3 カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

4 会計の決算上、余剰金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 34 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 36 条 この法人は、法令の規定により解散する。総会の議決により解散するときは正会員総数の4分の3以上の決議を経て解散する。

第 8 章 事務局

(設置)

第 37 条 この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付書類)

第 38 条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。

2 事務局は毎事業年度初めの3カ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。

- ① 事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- ② 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)
- ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面。
- ④ 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面。

(閲覧)

第 39 条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときには、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 9 章 雑 則

(公告)

第 40 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト

及びインターネットホームページに掲載して行う。

(委 任)

第 41 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 正会員 入会金 1,000 円 会費年額 3,000 円
 - ② 賛助会員 入会金 なし 会費年額 3,000 円(学生 1,500 円)

平成 14 年 5 月 13 日

特定非営利活動法人 キャンピズ

設立代表者

役員名簿

役職名	ふりがな 氏名
代表理事	いしだ やすのり 石田 易司
理事	こにし はるこ 小西 治子
理事	ふくい あきら 福井 玲
監事	つる かんじ 水流 寛二

特定非営利活動法人キャンピズ